

## 更正請求書の記載要領等

- 1 「更正請求人」欄及び「納税地等」欄は、納税申告書の書き方の要領によって記載してください。
- 2 「ㄥ」や「同上」は記載しないでください。  
また、「税務署整理欄」は、記載しないでください。
- 3 「①」欄には、更正の請求をする納税申告書を提出した日又は更正若しくは決定通知書の日付を記載し、かつ、「申告」、「更正」又は「決定」のいずれかを○で囲んでください。
- 4 「③」欄及び「④」欄は、具体的に記載してください。  
なお、国税通則法第23条第2項《更正の請求》の規定に基づき更正の請求をする場合には、「④」欄に、同項又は国税通則法施行令第6条第1項《更正の請求》に該当する理由の生じた日及びその理由を具体的に記載してください。
- 5 この請求書には、更正の請求に係る課税標準等及び税額等並びに更正前の納付すべき税額又は還付金の額を更正請求書次葉に記載して添付してください。
- 6 更正の請求の理由となった事実を証明する書類を添付してください。

### 【ご注意】

この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求のもととなる申告の法定申告期限から5年以内
(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実に該当した日の翌日から起算して2月以内